

## 知的創造サイクルに関する進捗状況と今後の課題

### . 知的財産の創造

#### 1. 推進計画2006の取組状況

##### (1) 国際的な産学官連携の推進

本年8月、文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会の審議状況報告がとりまとめられ、今後取り組むべき施策等として、大学毎の「国際的な産学官連携ポリシー(仮称)」を策定し、国際的に通用する知財人材の育成、国際法務機能の強化等を図る必要性等が指摘された。

##### (2) 「特許・論文情報統合検索システム」の整備

文部科学省及び特許庁の連携により、「特許・論文情報統合検索システム」の整備に向けて、2006年度中に大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステムの運用開始を目指した整備を進めている。

##### (3) ライフサイエンス分野の諸課題に係る検討

リサーチツールの問題を含むライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等の課題を検討するため、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会の下に「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチーム」が設置され、9月19日に第1回会合が開催された。

## **2. 今後の課題**

### **(1) 大学等の知財活動体制の抜本的強化**

今年度末で大学等に対する特許料減免の特例措置が終了すること、大学知的財産本部整備事業が来年度で最終年度となることから、これまで大学等において構築しつつあった知財活動体制の弱体化が懸念されている。この状況を見据えて、大学等の知財活動体制を維持・強化するため、知財関連人材の確保や特許関連費用の支援を含めた総合的な対策を拡充すべきではないか。

### **(2) イノベーション戦略における知財戦略の展開**

第3期科学技術基本計画では、「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」に向けて、今後5年間の投資総額を約25兆円と掲げており、これを受けて、本年6月には総合科学技術会議において「イノベーション創出総合戦略」が取りまとめられた。イノベーションを種から実に育てるため、科学技術の戦略の策定や実施において、知財に係る取組を更に実効あるものとすべきではないか。

また、研究開発独法の画一的な予算制約の柔軟化、政府の契約制度、会計制度の弾力化等産学官連携を進める上での制度的障害の見直しや運用の迅速化を図るべきではないか。さらに、大学における事務運営の改善や、知の融合を促進するための「場」づくり、ネットワーク形成のための取組を支援すべきではないか。

### **(3) 大学等やTLOにおける知財関連活動の促進**

#### **大学等の技術移転の総合的な体制の整備**

国立大学法人化以降のTLOの役割の変化なども踏まえ、現在取り組みつつある大学知財本部とTLOの一本化や連携強化を迅速に進め、最適な技術移転体制を構築していくことが必要ではないか。また、知的財産本部未整備の大学についても、適切に知財を扱える体制を検討していくべきではないか。

## **国際的な権利取得や産学連携の促進**

大学等の知をイノベーションにつなげていくため、大学等において基本特許につながる重要な発明の国際的な権利取得や国際的な産学官連携が重要であることから、大学等における国際的な活動を拡充するなど、戦略的な取組を強化すべきではないか。

## **知的財産を活用した産学官連携の促進**

2007年の通常国会に向けて、特許料等の減免措置の拡充や日本版バイドール制度の適用対象拡大等の作業が進められているが、この他にも、産学官連携の現場に生じている問題に対して実効ある取組みを更に促進するべきではないか。

## **(4) 企業における産学官連携活動の促進**

企業の経営戦略に大学等との連携を積極的に位置付け、研究成果に止まらず、その実用化、市場化に結実するよう、企業のイノベーション・マネジメントの適正化を進めるべきではないか。

## **(5) 産学官連携に係る人材の確保**

産学官連携の分野で優秀な人材を確保するためには、その職場が魅力的なものでなければならないが、産学官連携や知財マネジメントに係るキャリアパスの構築を行うことにより、優秀な人材の参入・育成を進めるべきではないか。この際、イノベーションの触媒的機能を果たすものとして、研究開発独法は、技術支援、人材育成の役割を強化すべきではないか。

## - 1 . 知的財産の保護

### 1 . 推進計画2006の取組状況

#### (1) 特許審査の迅速化・出願構造改革の推進

##### 特許審査迅速化のための実施計画

2006年6月8日、「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成18年度実施計画」が公表され、昨年度実績(24.5万件)を大幅に上回る29.6万件の一次審査件数等が目標として設定された。

##### 特許取下時の審査請求料全額返還

特許法等関係手数料令が改正され(2006年8月9日交付・施行)、施行日から1年間の間に出願を取り下げ又は放棄した場合は、納付した審査請求手数料の全額が返還されることとなった。

##### 企業の特許取得情報等の公表

特許行政年次報告書2006年版(2006年9月15日公表)において、特許出願件数上位200社に関するグローバル出願率、特許査定率等が掲載された。また、弁理士事務所関連情報として特許査定率や記載要件充足率等が平均より高い事務所名が掲載された。

(例)特許出願件数上位5社

	筆頭出願人	特許出願件数 (2004年)	グローバル出願率 (2004年)	特許査定率 (2005年)
1	松下電器産業(株)	17,145	26.2	46.7
2	キヤノン(株)	11,098	26.3	51.6
3	セイコーエプソン(株)	8,542	27.0	49.9
4	(株)東芝	7,016	33.8	51.5
5	ソニー(株)	6,852	27.4	43.5

## **(2) 特許出願による技術流出の防止**

企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がないよう、2006年6月16日、先使用権制度の円滑な活用を目的とした先使用権制度ガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて - 戦略的なノウハウ管理のために - 」が公表された。

## **(3) 農林水産分野における知的財産の保護の強化に向けた取組**

家畜の遺伝資源の保護・活用に関し、2006年8月、「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」として、和牛の遺伝子特許の戦略的取得等を盛り込んだ中間とりまとめを行った。

## **(4) 審査結果の相互利用と相互承認**

### **特許審査ハイウェイ**

サーチ・審査結果の相互利用促進を目指し、第1国で特許となった出願につき第2国で簡単な手続きで早期審査が受けられる特許審査ハイウェイについて、7月3日より日米特許庁間で1年間の試行が開始された。

### **三極特許庁特許相互承認WG**

2006年5月、三極特許庁間で特許の相互承認に関するWGを設置することを日本より提案。同9月には、11月の三極特許庁会合に向け、WG設置に関する詳細提案を米欧特許庁に対して提示した。

## **(5) 知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議**

遺伝資源、伝統的知識、フォークロアや医薬品アクセスの問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について議論するための関係省庁間連絡会議の設置に向け、2006年8月に準備会合を開催した。

## **2. 今後の課題**

### **(1) 特許審査の迅速化・情報提供の充実**

#### **特許庁全体の業務の最適化・合理化**

特許審査迅速化の中期及び長期目標達成に向け、方式審査から審判での審理まで含めた特許庁全体としての業務の最適化・合理化を推進すべきではないか。

#### **ユーザの利便性向上策の早期実現**

特許電子図書館(IPDL)の機能拡充やインターネットを通じた閲覧の無料化など、ユーザの利便性の向上に繋がる施策について、ユーザ側における出願構造の改革を促す観点から、早急に実現を図るべきではないか。

### **(2) 出願構造改革**

#### **知財戦略指標等に基づく企業活動の分析**

特許庁により公表された企業の特許取得情報等を活用し、各企業が自社の知財戦略の状況をより客観的に自己評価できるよう、より適切な知財戦略指標の設定等、関連情報の活用策について検討すべきではないか。

#### **海外知財戦略、特にアジア地域における知財戦略の強化**

2003年以降、中国への特許出願が欧州への出願を上回るなど、日本企業の特許、意匠、商標出願の中国へのシフトが鮮明になってきている。また、アジア、特に中国での特許戦略の失敗により大きな不利益を被る事例も生じている。アジア地域に重点を置いた海外知財戦略、アジア地域における知財の保護強化について検討すべきではないか。

### **(3) 審査の判断基準の統一**

#### **特許審査における進歩性の判断基準の統一**

国内における特許庁と裁判所の進歩性の判断や、各国における進歩性判断について、現在行われている事例研究や実態調査の結果を踏まえ、我が国特許庁における進歩性の判断基準の明確化など早急に対応を検討すべきではないか。

#### **商標審査における判断基準の明確化**

2006年4月に開始された地域団体商標制度を含め、商標審査の各判断基準について、その運用状況や審判決動向を調査・公表し、商標審査基準を改定するなど、国民にわかりやすい形で判断基準を明確化すべきではないか。

### **(4) 農林水産分野における知的財産戦略の推進**

「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」(2006年6月)に基づき、育成者権の保護・活用、技術移転の促進、普及啓発活動等の各事項について着実に実施するとともに、都道府県、大学等との連携体制の整備など、その実効性を高めるための体制を強化すべきではないか。

### **(5) 特許の相互承認実現に向けた取組の強化**

三極特許庁間におけるWG設置の働きかけに加え、日米又は日欧特許庁間での特許の相互承認実現に向けたバイ交渉を積極的に推進すべきではないか。

### **(6) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築**

関係省庁間連絡会議や学会・シンポジウム等の活用、WIPOジャパンオフィスとの連携により、国際公共政策と知的財産政策とが相互に関連し合う分野における議論を深めていくべきではないか。

## - 2 . 模倣品・海賊版対策

### **1 . 推進計画2006の取組状況**

#### **(1) 模倣品・海賊版対策アクションプラン2006**

2006年9月15日に開催された模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議(以下「関係省庁連絡会議」という。)において、知的財産推進計画2006に基づく今後の関係各省の具体的な取組をとりまとめた「模倣品・海賊版対策アクションプラン2006」を決定した。

#### **(2) 「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」構想**

我が国は、本条約構想の実現を目指し、関係各国に対し積極的な働きかけを行っている。2006年7月のサンクトペテルブルク・サミットにおいて、本条約構想に関し「知的財産権の執行に関連する国際的な法的枠組を強化する可能性についての研究を指示する」ことが成果文書に盛り込まれた。

また、関係省庁連絡会議において、本条約構想の実現に向け、関係省庁が一体となった取組を加速するための基本方針を決定した。

#### **(3) 個人輸入規制**

##### **外国為替及び外国貿易法に基づく輸入規制に関する検討**

経済産業省(輸出入取引審議会等)において、外国為替及び外国貿易法に基づく輸入規制の可能性につき検討している。

##### **税関の取締りにかかる通達改正**

財務省において、税関に対し、知的財産侵害疑義物品が1個である場合にも原則として認定手続を執ることを明確化した通達を発出した(7月1日施行)。

## **(4) インターネットオークション対策**

### **特定商取引法の執行強化**

2006年7月から、「電子商取引等に関する準則」で明確化した特定商取引法の規制対象となる「販売業者」について、表示義務違反者のIDの公表を開始した。

### **出品者情報の開示請求手続の円滑化**

2006年9月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示WGが設置された。2007年3月頃を目途に、発信者情報開示ガイドラインを策定の予定。

## **(5) 消費者の意識改革**

2006年8月、知的財産に関する国民の意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が発表された。そこでは、一般消費者の模倣品・海賊版購入の容認する回答は50%近くもあったこと、政府による消費者啓発活動の認知度は約50%に過ぎないこと等が明らかになった。

これを受け、関係省庁連絡会議において、関係省庁間で十分な情報共有及び相互協力を行い、政府が一体となって国民への啓発活動を強化することを決定した。

## **2. 今後の課題**

### **(1) 条約構想の実現に向けた議論の加速**

今後の関係各国との協議において、我が国は本条約構想の提唱国として、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードしていくべきではないか。

## **(2) インターネットオークションを通じた取引を防止する法制度の整備**

### **広告行為を権利侵害とする法制度の検討**

商標・意匠と同様に、音楽CD等の海賊版をインターネットオークションに出品した場合についても、当該海賊版販売の広告行為そのものが権利侵害となるような法制度の整備を検討するべきではないか。

### **Notice & Take-down 制度の導入の検討**

オークション事業者による権利侵害品の迅速な削除を実現するため、Notice & Take-down 制度の導入について検討するべきではないか。

#### **(Notice & Take-down 制度)**

米国著作権法 512 条 (“Digital Millennium Copyright Act”) において採用されている制度で、権利者から一定の形式的要件を備えた侵害の通知を受けた場合、これに従って出品情報の削除等を行ったオークション事業者は免責を受けること等が規定されている。オークション事業者が権利侵害の有無を判断する責務を負わないため、権利者からの通知に従って迅速に削除措置等を講じることができる。

## **(3) 消費者の意識改革に向けた取組の強化**

模倣品・海賊版を撲滅するためには、消費者の意識改革に取り組むことが不可欠である。今後、啓発活動の強化を図るため、政府統一的なキャッチコピーの設定等、関係省庁が一体となった啓発活動を展開するべきではないか。また、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確にするとともに、その禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備すべきではないか。

## - 1 . 知的財産の活用

### 1 . 推進計画2006の取組状況

#### (1) CIPO等の設置

経済産業省では、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(2006年1月17日)に基づき、企業経営者との個別懇談、業界団体との意見交換等の場を用い、CIPO等の設置を要請している。

#### (2) 企業の知財経営の促進

2006年9月現在、知的財産報告書やアニュアルレポート等を通じ、知的財産に関する情報開示を行っている企業は計43社に上っている。

#### (3) 特許・ノウハウのライセンスに関するガイドライン

「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」の改定版について、意見募集を行う予定。

#### (4) 知的財産の価値評価の推進

日本弁理士会知的財産価値評価推進センターにおいて、2006年度から知財価値評価手法の検討を実施するための特別部を設置し、また日本不動産鑑定協会において特許・商標・意匠の適性な評価システムについて報告書のとりまとめを行う等、現在、民間における価値評価手法の確立が進められている。

#### (5) 知財信託制度の活用

2006年5月、産業構造審議会知的財産政策部会において、特許権信託における損害額の算定・推定規定(特許法102条1項、2項)の適用についての考え方をとりまとめた。また、2006年5月、知財信託制度の活用のメリットや活用事例を経産省ホームページ上に公開した。

## **(6) 知的財産担保融資**

日本政策投資銀行の知財担保融資は、2006年8月末までの融資実績が、件数ベースで約285件、融資累計額が180億円に上っている。

## **(7) 租税条約**

2006年6月28日に、インドとの間で知財権等の使用料について源泉地国課税を軽減する内容を含む改定議定書が発効し、また2006年7月には、フィリピン、フランスとの間で租税条約の改正について基本合意した。

## **(8) イノベーション促進のための知財活用の円滑化**

「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則(案)」について、6月13日～7月12日に意見募集を実施した。

## **2. 今後の課題**

### **(1) 知財経営に関するIR活動の促進**

現在、各企業が任意で作成・公表している知的財産に関する経営情報について、例えば有価証券報告書や証券取引所の適時開示規則で開示を義務化するなど、ステークホルダーに対する企業活動の透明性確保の観点から、知財に関する情報開示の制度化について検討するべきではないか。

### **(2) ライセンス収支バランスの改善**

企業の特許等の出願構造改革により、外国への積極的な権利取得が奨励されている。その一方、我が国企業の外国との産業財産権に関するライセンス料の収支は、グループ内企業からの収入は支出を上回っているものの、グループ外企業については赤字になっている。日本企

業及び米国等他国の企業の海外ライセンス活動の状況を調査し、独立した企業間におけるライセンス収支バランスを改善する方策について検討するべきではないか。

< 対外国 産業財産権に関するライセンス収支 >

(出願人平均、単位：百万円)

	収入	支出	収支バランス
グループ内	32.5	2.3	30.2
グループ外	14.1	20.6	6.5

(出所：特許行政年次報告書 2005年版<本編> 53頁)

**(3)イノベーション促進のための知財活用**

経済産業省では、ソフトウェアにおける特許権の権利行使が民法上の権利濫用に該当する場合の明確化に取り組んでいるが、さらに、イノベーション活動の円滑化のため、知的財産政策・競争政策における全般的な方策についての検討が必要ではないか。

## - 2 . 中小・ベンチャー企業の支援と地域の振興

### **1 . 推進計画2006の取組状況**

#### **(1)「知財駆け込み寺」の設置**

2006年7月、全国約3,000カ所の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」が設置され、中小企業の知的財産に関する相談を、適切な支援機関や専門家に取り次ぐ体制が整備された。

#### **(2)料金減免制度の拡充**

##### **対象拡大**

- (a)「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が、2006年6月から料金軽減制度の対象となった。
- (b)特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「資力に乏しい法人」の要件のうち、「設立10年以内」が2006年8月、撤廃された。

##### **手続き簡素化**

「資本の額又は出資の総額が3億円以下」を確認する書類について、従来の「定款又は法人の登録事項証明書」に加え、「前事業年度の貸借対照表」の提出によっても対応可能とすることとした。

#### **(3)中小企業等特許先行技術調査支援事業**

先行技術調査支援事業について、パンフレットを作成・配布し、各種セミナーや説明会でPRを行っている。

#### **(4)中小・ベンチャー企業向け職務発明制度説明会**

2005年4月施行の新職務発明制度の円滑な運用のため、各経済産業局において、職務発明規程を策定していない、又は新たに整備する

予定の中小企業を対象として、弁護士による相談会等が実施されている。

### **(5) 中小・ベンチャー企業支援機能の追加**

早期審査制度や料金減免制度等の諸制度が、中小・ベンチャー企業に有効に活用されるよう、これらの制度に関するガイダンス機能を組み込んだ出願ソフトを今年度中にリリースする予定である。

### **(6) 都道府県知財戦略**

地方公共団体における知財戦略の策定が進展しており、2006年7月時点で、22の都道府県が知財戦略を策定し、15の都道府県が策定中又は策定を予定している。

## **2. 今後の課題**

### **< 中小・ベンチャー企業の支援 >**

#### **(1) 海外展開の支援**

中小・ベンチャー企業の海外展開を加速し、国際競争力を強化するため、海外における権利の保護と活用に対する支援を強化すべきではないか。

#### **外国出願の支援**

外国出願(特許、商標)について、支援のあり方を検討すべきではないか。

#### **権利侵害対応の支援**

海外での権利侵害に関し、現行の侵害調査支援に加え、現地における警告費用や輸出差止申立に必要な費用、日本における輸入差止申立に対する支援のあり方を検討すべきではないか。

## 海外における活用の支援

海外への技術ライセンスやコンテンツの輸出促進のため、翻訳、通訳、契約書作成費用、エージェントへの支払費など、見本市や営業活動における支援のあり方を検討すべきではないか。

## (2) 特許関連費用の減免措置

特許関連費用の減免措置については、中小・ベンチャー企業からの要望が高いことにかんがみ、利用を拡大させる方法を検討すべきではないか。

## (3) 知財に係る不公正な取引の防止

知財に関し不公正な取引を行わないことは企業の当然の責務であり、産業界において必要な取組を進めるべきではないか。また、個別の相談対応を「弁護士知財ネット」において積極的に行うべきではないか。

## (4) 政府調達の実

中小・ベンチャー企業に対する技術開発補助金制度と政府調達制度の関連付けや、優れた技術を使った製品に対するトライアル発注制度を導入すべきではないか。

## (5) 知財をベースとした新しいタイプののれん分け

大企業からのMBO(マネジメント・バイアウト)を促し、技術と人のスピンアウトによる中小・ベンチャー企業の創出を加速すべきではないか。

## (6) 弁理士・弁護士情報の拡充

中小・ベンチャー企業などに対し、選択機会の拡大や利便性向上の観点から、弁理士、弁護士に関する情報を拡充すべきではないか。

### 弁理士情報

弁理士検索サイトである「弁理士ナビ」において、客観的情報として、

専門・技術分野の実績(出願数、登録数)や研修歴、早期審査制度などの取扱件数、報酬表などに関する情報を掲載すべきではないか。また、既存の自由記述欄の積極的記入を会員弁理士に促すべきではないか。

## **弁護士情報**

「弁護士知財ネット」のホームページにおいて、会員の実績(権利別、契約関係と訴訟関係の別)、報酬表、自由記述欄などを掲載するとともに、それらについての検索機能を導入すべきではないか。

### **(7)「知財駆け込み寺」の体制強化**

「知財駆け込み寺」について様々な機会を通じてPRに努めるとともに、相談取り次ぎ窓口として効果的に機能するよう、商工会・商工会議所の経営指導員への教育を充実させるべきではないか。

## **< 地域の振興 >**

### **(1) 地域知財戦略本部の拡充**

地域知財戦略本部が、総合的な体制を整備するとともに、地方公共団体や、地域の企業、大学、支援機関が交流する機会を増やすべきではないか。

#### **総合的な体制の整備**

特許のみならず、農産品ブランドや模倣品の水際規制、コンテンツ振興も含め総合的な知財戦略を立案し、地方公共団体の取組を促すよう、経産局以外の行政機関や関係団体と連携すべきではないか。

#### **関係機関の交流強化**

セミナーの開催などを通じて、地方公共団体や地域の企業、大学、支援機関(日弁連、弁理士会、政府系金融機関など)が交流する機会を増やすべきではないか。

## **(2) 地方公共団体の知財戦略の推進**

地域の知財戦略策定に関する情報提供を通じ、地方公共団体の知財戦略の策定を促すべきではないか。また、その実施のための体制を整備すべきではないか。

## **(3) 地域振興を担う人材の育成**

知財を活用した地域振興を促進するため、中小企業経営者、産学連携従事者や、それらを支援する人材(地方公共団体の職員や中小企業診断士など)の育成のため、知的財産に係る教育を充実させるとともに、支援機関間の連携を強化すべきでないか。

## ・人材の育成と国民意識の向上

### **1. 推進計画2006の取組状況**

#### **(1) 知的財産人材育成総合戦略の実施**

2006年3月、民間の研修機関の連携の場として、関係7団体による知的財産人材育成推進協議会が発足した。同協議会は、「知的財産人材育成に関する提言」をとりまとめ政府へ提出するなど、知的財産人材育成総合戦略を民の立場から実行している。

#### **(2) 知的財産教育に関する教材・教育ツールの開発**

2006年6月、工業所有権情報・研修館において特許庁職員を対象として行われていたe-ラーニング研修を、特許庁外部に開放した。放送大学において、2007年度より面接授業(教室で教員から直接受ける授業)、2008年度より放送授業の形式で知財教育の科目が開設されることとなった。

#### **(3) 大学、大学院等教育機関における知財教育の推進**

2006年4月、国土館大学大学院に総合知的財産法学研究科が開設された。

#### **(4) 知財人材に求められるスキルの明確化**

2006年5月、知財人材のスキルの明確化に関する調査研究の最終報告書が経済産業省より発表され、「知財スキル標準」のフレームワーク(枠組み)が提示された。

#### **(5) 司法試験**

2006年度より、新たな司法試験が開始され、受験者のうち354人が知的財産法を選択した(選択者数第3位)。

## **2. 今後の課題**

### **(1) 研修機関間の情報交換及び相互協力**

研修機関ではそれぞれの機関の設立目的や対象者に応じた独自の研修を行っており、他研修機関との間ではカリキュラムの相互利用や講師の相互派遣等の協力はあまり行われていない。今後、知的財産人材総合戦略に基づき、多様な人材を効果的に育成するためには、研修機関同士が連携を深め、情報交換及び相互協力を行う必要があるのではないか。

### **(2) 大学等教育機関と研修機関との連携**

知的財産人材育成を体系的に行うためには、大学等の教育機関と研修機関が互いの役割を認識した上で連携することが重要である。しかしながら、その前提となる教育機関同士が連携する場が不足しており、研修期間から教育機関へ働きかけにくいという指摘がある。

このため、知財教育に関し、教育機関の連携のためのこれらが集う場の設置などを検討すべきではないか。

### **(3) 各種学会の活用と支援**

知財に係わる人材の充実を図るためには、豊かな経験や知識を備えた優れた人材が数多く参入することが望まれる。幅広い人々が知財と接し、知財へ誘引するきっかけとなる機会を増やすべく、自然科学系や経営系等の学会において知財に関する分科会等、知的財産に関する理解を深める場の設立を奨励すべきではないか。

### **(4) 国際的な知的財産専門人材育成の取組強化**

知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、国際的に戦える知的財産専門人材の育成、確保に関する官民の取組を強化すべきではないか。

### **(5)イノベーション創出を支える知的財産人材育成の強化**

第3期科学技術基本計画において科学技術関係人材の育成が謳われているが、イノベーション創出を支える知的財産人材の育成を更に強化すべきでないか。

### **(6)知財に強い法曹の養成**

2006年度より知的財産法を選択科目とする新たな司法試験が開始された。今後も司法試験における知的財産法の選択者の拡大、法科大学院における理系出身者の増加、法曹に対する知財教育を行う場の充実などを図り、知財に強い法曹を養成すべきではないか。